

## 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成27年 3月26日(木) 午前10時30分から午後11時20分
2. 開催場所 対馬市峰地区公民館 2階 講堂
3. 出席委員 (21人)

2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明	4番 小島喜介
5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄	7番 長瀬円
8番 初村重政	9番 岡村高史	10番 松村英二
11番 吉野敏	12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久
14番 佐伯理	15番 永留縫子	17番 御手洗輝美
19番 小宮貞司	21番 神宮教子	22番 須川久巳
24番 上野秀一	25番 米田賢明	27番 中村國安
4. 欠席委員 (4人)

1番 太田吉雄	16番 兵頭 榮	18番 糸瀬安則
20番 小宮正至	23番 縫田和己	26番 春田新一
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 会議書記の指名
  - 第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第30号 非農地証明書交付願いについて  
議案第31号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等  
について  
議案第32号 下限面積(別段の面積)の決定について
  - 第5 その他
6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄司 克 啓
中対馬振興部地域振興課係長	中村 龍 一

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

それでは、平成26年度対馬市農業委員会第8回総会を開催します。現在の委員定数は27名、本日の出席者は21名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、22番の須川久巳委員、24番の上野秀一委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております、議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

つづきまして、議事日程第4、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回は7件でございます、事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、第8回対馬市農業委員会総会の議案について、ご説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1、厳原町〇〇の〇〇さんから、〇〇さんに贈与でございます、1ページから3ページにかけて表示しております、「田6筆、畑12筆」で計の18筆、経営面積は14,314平米でございます。3ページをお開き願います。

番号2、豊玉町〇〇の〇〇さんから、〇〇さんに贈与でございます、田2筆で、経営面積は9,465平米でございます。

番号3、厳原町〇〇の〇〇さんから豊玉町〇〇の〇〇さんに売買でございます、畑2筆で、経営面積は7,657平米でございます。

4ページをお開き願います。

番号4、豊玉町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに売買でございます、畑2筆で経営面積は11,460平米でございます。

続きまして4ページから5ページに表示しています、番号5は、峰町〇〇の〇

○さんから、○○さんに贈与でございます、畑8筆で経営面積は12,413平米でございます。

5ページの番号6、番号7は交換でございます、番号6は上県町○○の○○から○○さんに田1筆、経営面積は4,582平米。

番号7は同じく○○さんから○○へ田1筆、経営面積は7,474平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

3番 桐谷善明委員

1ページから3ページに表示されています、巖原町○○の○○から○○に親子での贈与でございますので、何も問題はないと思います、なお、畑1筆274平米だけが耕作されていませので申し添えます、審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

番号2の補足説明をお願いします。

(12番委員挙手)

12番 阿比留なみ恵委員

3月20日に申出人の○○の土地を私と中対馬振興部の中村さんと、現地を確認しました、長年にわたり稲作をされておられ、本人は高齢の為、耕作を続けることが出来ないと判断され、長男の○○さんに贈与されることになりました、審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

番号3の補足説明をお願いします。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

番号3について、補足説明をいたします。3月23日に○○さんと担当職員の中村さんと私の3人で現地確認をいたしました、○○さんは当日欠席でしたが、数日前に○○さんと○○さんで現地立会をされています。

○○さんは、現在は巖原に住居を構えてあり、○○の実家は空き家であり、帰る予定もなく、また、耕作の予定もありません、畑には現在、知人の方が野菜を作っておりますが、今回、隣で耕作されています、○○さんが野菜畑として利用したいということです、審議の程、よろしくお願いいたします。

番号4についてですが、同じく3月23日に○○さん、○○さん、担当職員

中村さんと私の4人で現地確認を行いました、現在は野菜を作っているが、今後耕作の予定がないので、〇〇さんが変わって野菜畑として耕作したいとのことで、審議の程、よろしくお願いします。

議 長

番号5の補足説明をお願いします。

(17番委員挙手)

17番 御手洗輝美委員

〇〇さんから〇〇さんへの贈与の件について説明いたします、3月23日に永留縫子委員、事務局の庄司さん、及び申請者であります〇〇さんと4人で現地を確認をしました。

申請者の〇〇さんは、〇〇さんの長男であり、〇〇さんが高齢のため、贈与されるものと思います、現地の確認では、これといった問題はないと思いますので、審議の程、よろしくお願いします。

議 長

番号6、7の補足説明をお願いします。

(19番委員挙手)

19番 小宮貞司委員

先ほど事務局より説明がありましたが、番号6、7は交換であります、3月21日に農業委員会の局長と〇〇と私の3人で現地確認をいたしました。

番号6の土地は〇〇の農地で農業者に貸し出しをして、耕作をしています、〇〇さんより、農地の交換の申出があり、〇〇の承諾を得て、交換することになりました、問題は無いと思われますので、よろしくお願いいたします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案29号につきまして賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第30号「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

6ページをお開き願います、議案第30号、非農地証明書交付願いについて、  
をご説明いたします。

番号1、申出人は〇〇の相続人、美津島町〇〇の〇〇さんと〇〇さんで、申請地は美津島町〇〇の畑1筆で、242平米でございます、位置図、写真等は7から10ページをご参照ください。以上で説明を終わります、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

### 10番 松村英二委員

11日の午前10時より〇〇さんの代理人であります〇〇さん、市役所担当の阿比留君、と私の3名で現地確認いたしました、現地は平成2年頃から耕作を放棄し、雑草が生い茂り、耕作出来る状況ではありません、また、相続人は漁業を営んでおり、なおかつ高齢であります、今後、農地として利用する意思も全くありません、宅地に囲まれた狭小地でありますので、確認したところ、問題はないと思われまますので、審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等はありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。  
議案30号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり交付することに、決定いたします。

## 議 長

次に、議案第31号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の11ページをお開き願います

議案第31号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」をご説明いたします。

この計画は毎年3月、開催の総会において、次年度の計画を審議するものであり

ます。

「策定理由」を、読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

平成20年12月3日、農林水産省は国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向につき、「農地改革プラン」をとりまとめ、公表しました。

「農地改革プラン」に定められた、新たな農地制度が実効を上げるためには、現場で、農地制度を、中心になって運用する、農業委員会の役割が重要であると位置付けられております。

一方、近時、農業委員会に対しては、審議が形骸化している、外部からの農業参入者に必要以上に厳しいなどの、法の公平、公正な運用に問題がある等の指摘がされていることから、農業委員会については、その事務が的確に実施されることを確保するため、事務の点検・検証と、農業委員については、意識改革を図る見地から、当該活動計画を策定し、総会の議決を経て、市のホームページ等に公表するものとされております。

よって、別紙のとおり、「平成27年度の目標、及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成27年度農業委員会年間活動計画（案）」を提案するものであります、以上が、策定理由でございます。

12ページをお開き下さい。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）をご覧ください。

番号1の法令事務（遊休農地に関する措置）1、現状及び課題では、現状としまして、管内の農地面積、遊休農地面積、割合を課題といたしまして、高齢化、及び人口の流出により、遊休農地化が進行していること。また、イノシシ、シカ等による鳥獣被害が激しく耕作意欲の低下から遊休農地化が進行していることを上げております。

番号2の平成27年度の目標案及び活動計画案におきましては、目標案といたしまして、遊休農地の解消面積を20ヘクタール、活動計画といたしまして、農地の利用状況調査を行うことになっております。

13ページをお開き下さい。このページは、認定農業者等の担い手の育成、及び確保について、その現状及び課題、目標案、及び活動計画案を上げております。

14ページをお開き下さい。このページには、担い手への農地の利用集積について、の現状及び課題、そして目標案、及び活動計画案を上げております。

15ページをお開き下さい。このページには、違反転用への適正な対応についての現状及び課題、そして目標案、及び活動計画案を上げております。

16ページをお開き下さい。ここには年間活動計画（案）としまして、重点活動方針と月別活動計画を提案してあります。

重点活動方針といたしまして、

1. 農用地の有効利用を図るため、農地パトロール等を実施する。
2. 違反転用の防止、遊休農地の解消を図る。

なお、月別活動計画におきまして、定例総会を毎月開催することになっておりますが、これは平成23年7月の第3回総会で決定していただきました、標準処理期間が28日と設定されました関係から、毎月開催の可能性がございますので、このように計画として上げてありますが、案件がなければ開催いたしませんので、ご了承ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、事務局長の説明が終わりました、これから、質疑に入ります、質疑はありませんか。

(15番委員挙手)

15番 永留縫子委員

遊休農地の解消は、ここ2、3年の間に、どの程度の解消をしているのですか、数値をつかんでいけば教えていただきたいと思います。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

毎年、20ヘクタールを解消の目標にしています、また、毎年目標は達成しております。

昨年度は、32ヘクタール程、解消しています。26年度につきましては、15ヘクタールぐらいの解消となっています。

議 長

他に質疑はありませんか、質疑が無いようにありますので、それでは、本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございますので、第31号議案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第32号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の17ページをお開き願います。議案第32号「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明します。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、又は一部について、これらの面積の範囲内での、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を、農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できる、ことになりました。

これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで、一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は、修正の必要性について、審議することとなっております。

このため、今後の下限面積の設定については、以下のとおり提案いたします。  
方針：現行の下限面積の変更は行わない。

巖原町（旧巖原町の地域）、豊玉町、上対馬町は20アール。

巖原町（旧巖原町以外の地域）、美津島町、峰町、上県町は30アールと致します。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、事務局からの説明がありました、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正により、下限面積については、毎年、審議することになっております。

何か、質疑、ご意見等ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議 長

それでは、本案件について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございますので、平成27年度の下限面積は、26年度と同じ面積とし、原案のとおりといたします。

議 長

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

（2番委員挙手）

2番 鬼橋孝幸委員

今日の議事には乗っていないのですが、今、中間管理機構が出来まして、今まで利用権の設定したのを地権者が解消し、中間管理機構を通事、他の人に貸すことが出来ると聞きましたが、どうなっているのでしょうか、伺います。

（事務局長挙手）

事務局長

中間管理機構におきまして、賃貸借、使用貸借のことですが、今まで貸し借りをした土地を、いったん解約をして、中間管理機構を通じて借り換えをすることは出来ますとなっております、しかし、解約する場合は、双方の合意だと思いません、契約書に書いてあると思えます。

今までの契約を解消し、同じ人で、中間管理機構を通して契約をした場合、双方にメリットがあると聞いています。

また、中間管理機構を通して、他の人にも契約できますが、その前の契約がありますので、双方の合意が出来ないと、解約は出来ないと思えます。

議 長

よろしいでしょうか。

他に質疑はないでしょうか。ないようにありますので、これもちまして、本日の総会を閉会いたします。

---

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員